

小田原市地域福祉計画(素案)

目次

第1章 地域福祉計画の策定にあたって	2
1 計画策定の趣旨	2
2 地域福祉推進の背景と必要性	3
3 計画の位置づけ	3
4 計画の期間	4
第2章 地域福祉を取り巻く現状と課題	5
1 位置	5
2 地形・気候	5
3 人口・世帯	5
4 高齢者・障がい者	5
5 安全・安心	6
6 地域における福祉課題	6
第3章 地域福祉計画の基本方針	8
1 基本理念	8
2 基本目標	8
3 基本方針	9
(1) 地域の生活課題に対する総合的な相談支援体制の整備	
(2) 地域福祉を推進するための環境の整備	
(3) 地域の生活基盤の整備	
4 計画の体系	11
第4章 地域福祉計画の取り組み内容	12
1 地域の生活課題に対する総合的な相談支援体制の整備	12
2 地域福祉を推進するための環境の整備	15
3 地域の生活基盤の整備	18
第5章 重点的に取り組む施策	21
1 地域福祉を支える団体等のネットワークづくり	21
2 地域福祉活動の拠点づくり	21
3 地域福祉の担い手づくり	22
4 災害時要援護者対策の仕組みづくり	23
資料編	

第1章 地域福祉計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

平成12(2000)年に社会福祉法が制定され、地域福祉の推進が基本理念の一つとして掲げられました。そして、同法107条(平成15(2003)年4月1日施行)の規定により、住民に最も身近な市町村が、地域福祉推進の主体である住民等の参加を得ながら、地域のさまざまな福祉の課題を明らかにし、その解決に向けた施策や体制等を計画的に整備するための計画として地域福祉計画が位置づけられました。

福祉に関する計画は、一般的には「高齢者」「障がい者」「児童」等の対象ごとに策定されますが、地域福祉計画は「地域」という視点で福祉に共通する課題を整理し、市民とともに、地域において支援を要するさまざまな人の生活を支えていくための計画です。

○社会福祉法より抜粋

(目的)

第1条 この法律は、社会福祉を目的とする事業の全分野における共通的基本事項を定め、社会福祉を目的とする他の法律と相まって、福祉サービス利用者の利益の保護及び地域における社会福祉(以下「地域福祉」という。)の推進を図るとともに、社会福祉事業の公明かつ適正な実施の確保及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図り、もって社会福祉の増進に資することを目的とする。

(地域福祉の推進)

第4条 地域住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

(福祉サービスの提供体制の確保等に関する国及び地方公共団体の責務)

第6条 国及び地方公共団体は、社会福祉を目的とする事業を経営する者と協力して、社会福祉を目的とする事業の広範かつ計画的な実施が図られるよう、福祉サービスを提供する体制の確保に関する施策、福祉サービスの適切な利用の推進に関する施策その他の必要な各般の措置を講じなければならない。

(市町村地域福祉計画)

第107条 市町村は、地方自治法第2条第4項の基本構想に即し、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画(以下「市町村地域福祉計画」という。)を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者その他社会福祉に関する活動を行う者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、その内容を公表するものとする。

- 1 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 2 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 3 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

2 地域福祉推進の背景と必要性

急速な少子高齢化の進行や核家族化、住民相互の社会的つながりの希薄化など地域社会が変容し、さらには近年の深刻な経済不況などから、市民生活をめぐる複雑で多様な問題が起こっており、生活不安やさまざまな困難を抱えた人たちが増えています。そして、ホームレス、児童虐待、高齢者の孤独死、さらにはニートやひきこもりなどに代表される社会問題も顕在化してきています。

本市においても、平成 19 (2007) 年度に 65 歳以上の高齢者の人口が総人口の 21% に達し、いわゆる超高齢社会となりました。そして、介護保険制度における要支援・要介護認定者数は増加傾向にあり、一人暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯も増えてきています。

また、平成 20 (2008) 年 9 月に発生したリーマン・ショックとよばれる世界的な金融危機や、平成 23 (2011) 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災などの影響により、本市の経済情勢も大変厳しさを増しています。

こうした社会不安が膨らむなか、自殺やドメスティック・バイオレンス、ひきこもりなどの社会問題が深刻化してきているだけでなく、高齢者を狙った詐欺事件やひったくりなどの犯罪が増えてきています。

一方、自治会や民生委員・児童委員、地区社会福祉協議会、老人クラブなど、これまでの地域の諸団体などによる地域福祉活動に加え、新たな民間ボランティアや NPO などの活動が生まれ、社会福祉を通じた新たなコミュニティ形成や地域の活性化の可能性が出てきています。

とりわけ、東日本大震災の発生後、全国的に家族の絆・地域の絆が見直されるようになり、地域に根ざした支えあい・助けあいの重要性が認識されつつあります。

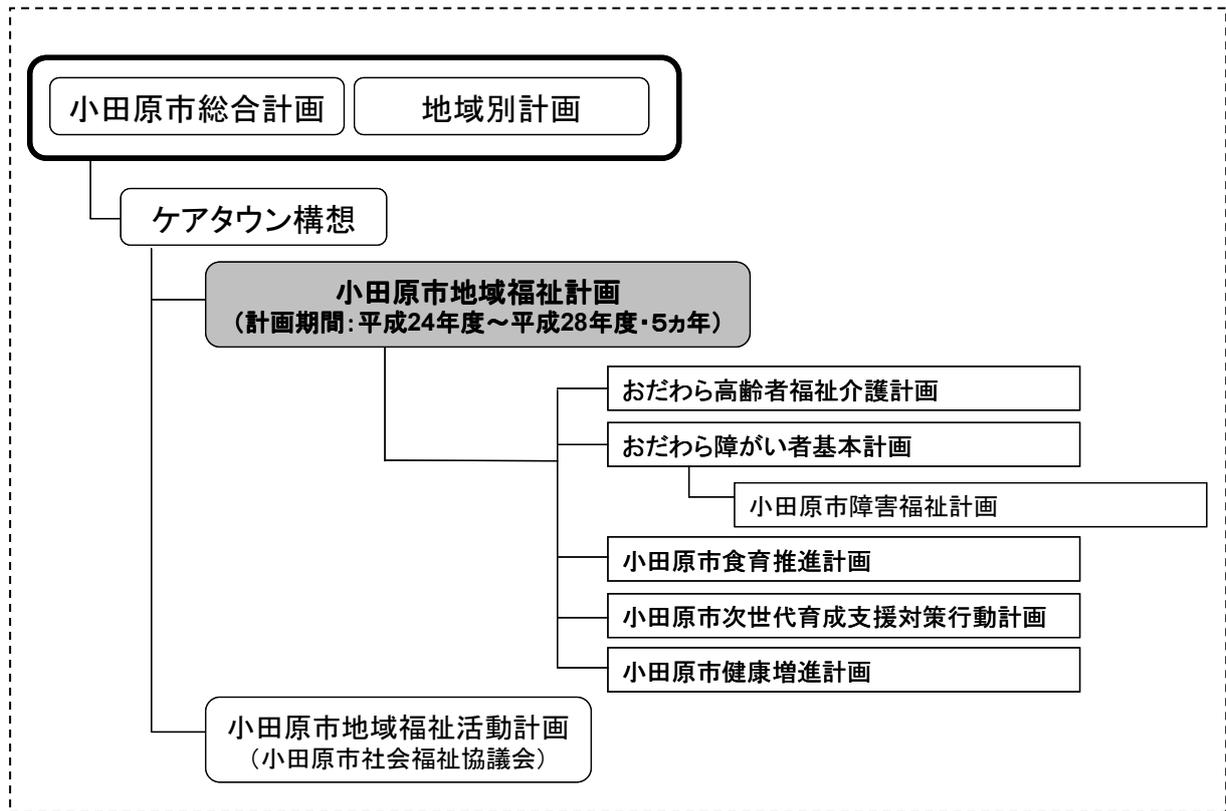
このような背景を受け、地域の多様な生活課題に対する市民の自発的で積極的な取り組みと行政、関係機関、社会福祉関係団体、事業者などの役割が発揮され、さらにはパートナーシップに基づく相互連携により、地域全体で支えあう仕組みとして地域社会を基盤とした福祉を推進していく必要があります。

3 計画の位置づけ

本計画は、地域福祉を総合的に推進するため、社会福祉法第 107 条の規定で定められている事項及びその他地域福祉の推進に関する事項など、地域福祉を推進するための基本的理念及び方針について定めるものです。

また、本計画は、第 5 次小田原市総合計画「おだわら TRY プラン」を上位計画とし、あわせて、自治会連合会の区域を単位として市内 25 の地域において策定した地域別計画にも即しつつ、第 5 期おだわら高齢者福祉介護計画、おだわら障がい者基本計画、小田原市食育推進計画、小田原市次世代育成支援対策行動計画、小田原市健康増進計画（策定作業中）などの個別・分野別計画についての地域福祉を推進するうえでの共通する理念や方針を明らかにし、その推進方向と具体的推進施策などを定めるものであり、総合計画と個別・分野別計画の中間に位置づけられる計画です。

そして本計画は、本市が推進しているケアタウン構想を、小田原市社会福祉協議会が策定する小田原市地域福祉活動計画と一体となって具現化していくことも重要な役割となっています。



4 計画の期間

本計画は、平成 24（2012）年度から平成 28（2016）年度までの 5 年間とし、必要に応じて見直しを行います。

計画の名称	計画期間	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
小田原市地域福祉計画	H24～H28		■	■	■	■	■	
第5期おだわら高齢者福祉介護計画	H24～H26		■	■	■			
おだわら障がい者基本計画	H23～H28	■	■	■	■	■	■	
小田原市食育推進計画	H23～H28		■	■	■	■	■	
小田原市次世代育成支援対策行動計画 (後期計画)	H22～H26	■	■	■	■	■		
小田原市健康増進計画	H25～未定			■	■	■	■	■
小田原市地域福祉活動計画	H24～H28		■	■	■	■	■	
第5次小田原市総合計画 「おだわらTRYプラン」	H23～H34	■	■	■	■	■	■	■

第2章 地域福祉を取り巻く現状と課題

1 位置

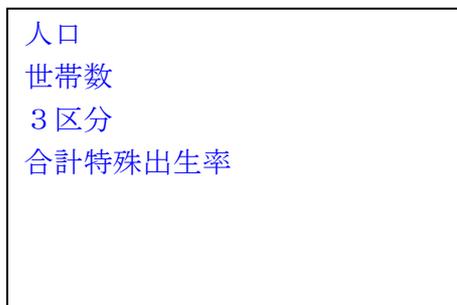
本市は、神奈川県西部に位置し、東西 17.5km、南北 16.9km で、南西部は真鶴町、湯河原町、箱根町と、北部は南足柄市、開成町、大井町と、東部は中井町、二宮町とそれぞれ境を接しています。面積は 114.06k m²で、神奈川県の面積の 4.7%を占め、県内の市としては、横浜市、相模原市、川崎市に次いで4番目の広さを有しています。

2 地形・気候

市域の南西部が箱根連山につながる山地であり、東部は大磯丘陵につながる丘陵地帯になっています。市の中央には酒匂川が南北に流れて足柄平野を形成しており、南部は相模湾に面しています。この風光明媚な自然環境と夏は涼しく冬は暖かいという気候により、明治から昭和初期にかけて、保養地（避暑地・避寒地）として多くの著名人に愛されてきました。黒潮の影響を受けた温暖な気候と適度な雨量が、生活の快適さだけでなく、梅やみかんをはじめとした多くの農産物の成長を支えています。

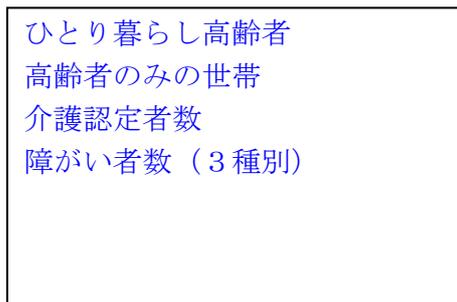
3 人口・世帯

※ グラフ挿入



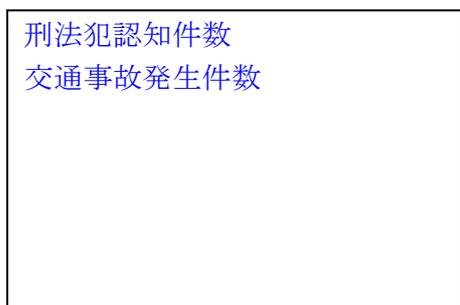
4 高齢者・障がい者

※ グラフ挿入



5 安全・安心

※ グラフ挿入



6 地域における福祉課題

(1) 人々のつながりや関わりの希薄化

- ① 近所付き合いの減少
- ② 助けあい意識の希薄化
- ③ 地域のなかでの一体感の減少
- ④ 活動に熱心な市民と無関心な市民の二極化現象
- ⑤ 高齢者や障がい者など家庭の事情を知られたくない方の増加

(2) 地域における協力体制の低下

- ① 地域団体の業務量が増加
- ② 地域活動に対する負担感や責任感が顕著
- ③ 地域団体への加入者の減少
- ④ 地域活動の担い手不足
- ⑤ 地域団体の活動の低下

(3) 相談、交流の場のあり方

- ① 身近な所での交流、相談できる場の不足
- ② 子どもや障がい者、高齢者など多様な方々が交流できる場のあり方
- ③ 同じ悩みを持つ方々が気軽に交流できる場が必要
- ④ 既存資源を活用した地域拠点のあり方
- ⑤ 行政の相談体制のあり方

(4) 地域における団体の活動や連携のあり方

- ① 自治会、民生委員児童委員、地区社会福祉協議会などの役割分担と連携策
- ② 地域包括支援センター、障害者相談支援事業所、子育て支援センターなど相談拠点の連携策について

(5) 制度に当てはまらない要望など多様化するニーズ

- ① 買い物や外出の付き添い、ゴミ出しなど生活支援に対するニーズの増加

- ② ひきこもり、虐待など新たな課題の発生
- ③ 高齢者や障がい者など地域に声が届かない方の孤立化
- ④ 制度に当てはまらない方への対応

(6) 支援が必要な方の生活不安

- ① 高齢者や障がい者などを抱える家族の災害時の対応の不安
- ② 地域における災害時の支援体制の不安

第3章 地域福祉計画の基本方針

1 基本理念

ケアタウン構想の基本理念である「いのちを大切に作るケアタウンおだわら」を本計画の基本理念とします。

2 基本目標

第5次小田原市総合計画「おだわらTRYプラン」の基本構想には「まちづくりの目標」の1つとして「いのちを大切に作るおだわら」が掲げられており、「生涯を通じ安心していきいきと暮らせるまち」を目指すこととしています。

また、ケアタウン構想では次の3つが基本目標として掲げられています。

- ① 市民一人ひとりが地域福祉を「自分自身の問題」と捉え、主体的に行動するまち
- ② 市民、事業者、行政等が協力して支援する体制が整備され、誰もが安心して暮らせるまち
- ③ 市民一人ひとりが、自分にあったサービスを受けられるまち

これらを踏まえて、本計画では、「生涯を通じ安心していきいきと暮らせるまち」を目標に掲げることとします。

○第5次小田原市総合計画「おだわらTRYプラン」の基本構想より抜粋

まちづくりの目標

(1) いのちを大切に作る小田原

地域での支えあいを大切に育て、地域医療体制の充実を図るとともに、福祉と医療が連携した包括的なケア体制をつくることにより、生涯を通じ安心していきいきと暮らすことのできるまちを目指します。また、子どもを産み育てる環境をしっかりと整え、未来を担う子どもたちが地域で見守られながら健やかに成長できるまちを目指します。

3 基本方針

(1) 地域の生活課題に対する総合的な相談支援体制の整備

制度や施策の縦割りが地域の生活課題に対して横断的に取り組みづらい状況をつくることがあります。市民の問題をそれぞれの状況に即して具体的に対応する地域福祉の現場では、地域での連携や横断的な取組みが不可欠です。そこで、地域住民に身近な生活課題に対して迅速かつ適切に解決できるよう、福祉部門間の連携を強化するとともに、関係機関のネットワーク化を図ります。

地域福祉を推進するうえでは、弱い立場に置かれがちな人の権利が尊重され、守られることが基本となります。しかし、現実には、さまざまな差別や、子ども・障がい者・高齢者などへの虐待、ドメスティック・バイオレンス（配偶者等からの暴力）などの暴力、高齢者や判断能力が十分ではない人などの消費者被害など、権利が侵害されている事例が増えてきているのが実情です。誰もが安心して心豊かに暮らしていくために、弱い立場に置かれがちな人たちの権利擁護について、地域と行政が連携して支援します。

(2) 地域福祉を推進するための環境の整備

「いのちを大切に作るケアタウンおだわら」の前提となるのは、身近な地域で支えあう力です。誰もがいきいきと安心して暮らせる地域を地域全体でつくり、守っていくことが必要です。そこで、地域住民が共に支えあう意識を自然に育み、お互いを理解し、尊重しあうことができるよう努めます。そして、地域が強い絆で結ばれ、地域の課題解決力が高まるよう、地域コミュニティの醸成を図ります。

そして、地域福祉の担い手としてボランティアやNPOを育成するとともに、自治会、民生委員・児童委員、市社会福祉協議会などのように身近な地域において福祉活動を行うさまざまな団体の活動を支援・促進し、地域で支えあう力の活性化を図ります。

さらに、地域福祉を推進するためには、関係団体などの個々の取り組みがつながることで、これまで解決できなかった課題が解決できたり、よりよい取り組みが生まれたりするなどの効果が期待できます。このため、身近な地域で関係団体などが連携し、地域の課題を解決するためのネットワークづくりを進めます。

また、介護保険や障害者自立支援法などにみられるとおり、福祉サービスは、行政が措置として提供する仕組みから、サービス利用者自身がサービスを選び、利用する仕組みへと大きく変化しています。このような制度の下では、サービス利用者が制度やサービスについての情報や知識を得て、利用するサービスを決め、契約をする力が必要とされるようになりました。このため、サービス利用者が適切にサービスを選択し、利用できるよう支援していくことが行政の重要な役割となっています。そこで、福祉に関する情報提供や相談体制の充実を図ります。

(3) 地域の生活基盤の整備

すべての市民が安全かつ安心して住み、活動することができるよう、バリアフリーやユニバーサルデザインといった考え方に基づいて、公共施設などの生活環境の整備や、公共交通などの移動手段の確保・充実に努めます。

健康づくりは、市民一人ひとりが主体的に意識をもって取り組んでいく必要があります。

市民の健康志向も高まっています。そこで、市民に対して広く健康に対する意識醸成を図り、健康づくりに取り組みやすい環境をつくります。

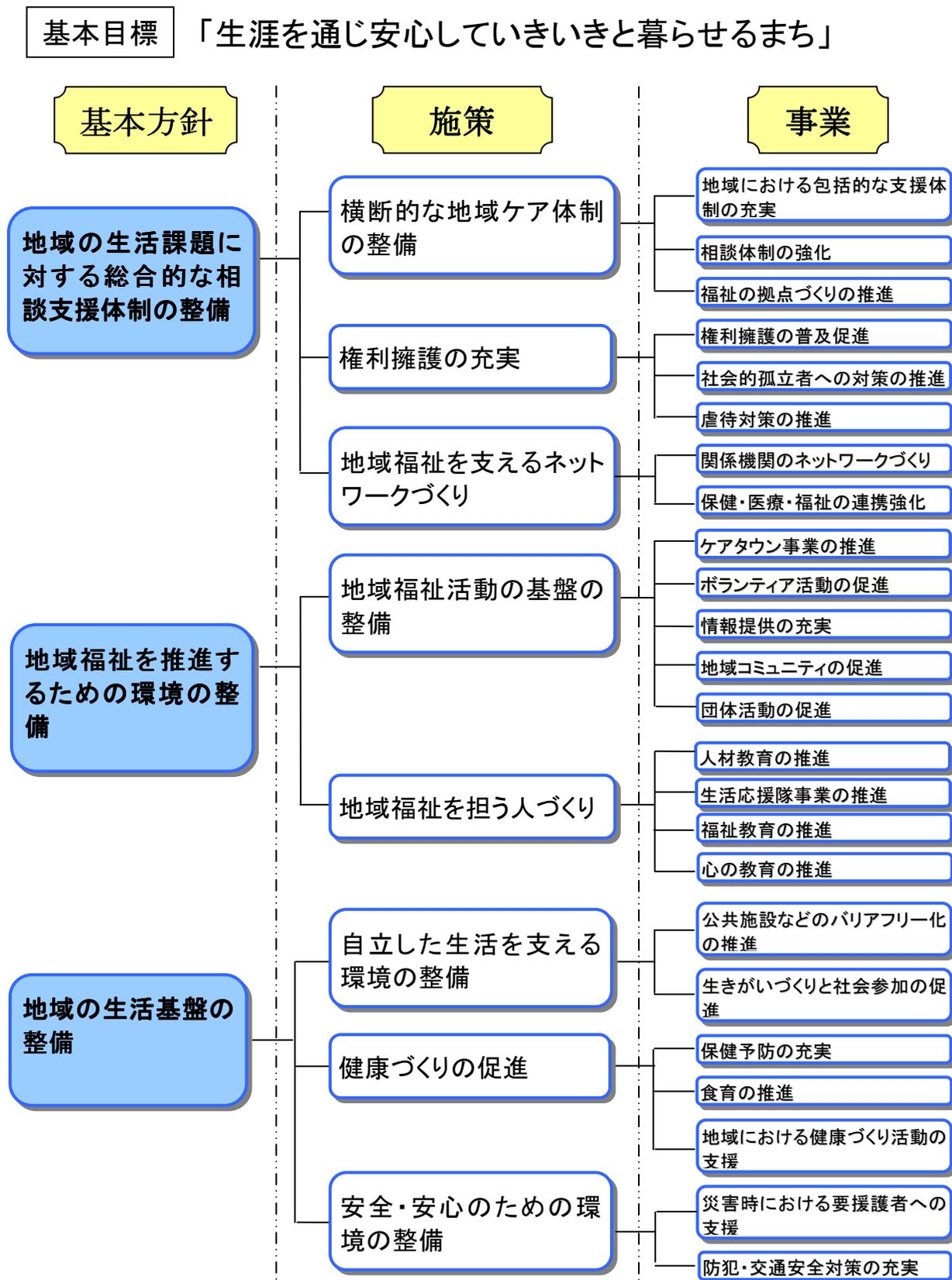
また、生きがいをもって暮らすためには社会参加の場を増やし、さまざまな機会や地域の資源を活かした取り組みが必要です。そこで、誰もが参加しやすい条件や参加を支援するしくみをつくります。

すべての市民が、住み慣れた地域で安心して暮らすためには、子どもから高齢者まで、また障がいがある人もない人も誰もが安全に活動できる環境づくりが必要です。

そして、安心して暮らすための課題として、子どもに対する犯罪や高齢者を狙った詐欺事件、あるいは災害への対策など、地域での防犯・防災対策の充実が望まれています。このため、子どもや高齢者、障がい者などを犯罪や災害から守るための対策を地域ぐるみで進めます。

4 計画の体系

本計画の基本理念・基本目標に即し、かつケアタウン構想を積極的に推進するための取り組みの体系は次のとおりです。



第4章 地域福祉計画の取り組み内容

基本方針1 地域の生活課題に対する総合的な相談支援体制の整備

施策1 横断的な地域ケア体制の整備

【地域での取り組み】

○生活上のさまざまな困りごとや課題解決に向けて、公的なサービスや地域福祉活動などが連携し、効果的に支援できる総合的なしくみをつくりましょう。

【具体的には】

- ・ 高齢者や障がい者を地域で支える仕組みや環境をつくりましょう。
- ・ 一人暮らしの高齢者や寝たきりの高齢者など孤立しがちな方を地域全体で見守りましょう。
- ・ 地域住民が共に子どもたちを見守りましょう。
- ・ 子育て中の保護者が楽しく育児に取り組めるようみんなで支えあいましょう。
- ・ 子ども、高齢者、障がい者など誰もが交流できる心の温かい機会を地域でつくりましょう。

【小田原市での取り組み】

(1) 地域における包括的な支援体制の充実

- ・ 高齢者に対する援助や支援を包括的に行う地域包括支援センターを設置、運営します。
- ・ ボランティア活動をはじめとした各種団体の活動拠点を確保し、地域における社会福祉活動を支援します。
- ・ 広域的な連携により、障がい者への情報提供、相談・就労支援事業を実施します。
- ・ 地域での子育て意識の醸成や子育て支援の仕組みづくりを支援します。

(2) 相談体制の強化

- ・ 「子育て支援センター」や「地域育児センター」、地域における「子育てサークル・サークル」などを活用し、子育て中の保護者同士の交流を促進するとともに、気軽に子育てに関する相談ができる体制を拡大します。
- ・ 市の子ども相談窓口を中心として、関係機関との連携のもとに、様々な相談に適切に対応できるよう体制を整備します。
- ・ 障がい者やその家族、地域の支援者などが相談できる窓口の充実を図ります。

(3) 福祉の拠点づくりの推進

- ・ 老朽化した社会福祉センターに替わる新たな社会福祉施設の整備を進めます。

施策2 権利擁護の充実

【地域での取り組み】

- 誰もが自分らしく暮らすための権利擁護のための支援や虐待防止の取り組みを、関係機関や団体などと連携し、みんなで協力しながら進めましょう。
- 自分の力では解決できないような困難な問題が発生したときには、迷わず行政などの関係機関に相談しましょう。

【具体的には】

- ・一人暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯に気を配り、声かけや訪問を通じて見守りましょう。
- ・サロンやお茶飲み会、体操教室などを身近な地域ごとに実施し、家に閉じこもりがちな高齢者にも参加を呼びかけましょう。
- ・地域住民が地域の情報を共有し、心配事や困ったことがあった場合には、速やかに関係機関などに連絡しましょう。

【小田原市での取り組み】

(1) 権利擁護の普及促進

- ・成年後見制度を利用するための支援を行います。
- ・市民後見人を養成するための仕組みづくりを進めます。

(2) 社会的孤立者への対策の推進

- ・緊急事態の発生を通報するシステム装置を貸与します。
- ・緊急要請カードを配布します。

(3) 虐待対策の推進

- ・支援を必要とする方へ訪問、助言、指導などを行います。
- ・虐待に対する相談窓口を設置し、関係機関と連携して対応します。
- ・高齢者虐待の予防や早期発見のためのネットワークを作ります。
- ・児童虐待の発生予防、早期発見・早期対応の観点から、虐待に対する意識の醸成に努めます。

施策3 地域福祉を支えるネットワークづくり

【地域での取り組み】

- 生活習慣病などの早期発見と早期指導に向け、健康診断やがん検診、保健指導などを受診しましょう。
- 「かかりつけ医」は、いざというときに適切な判断を下し、最適な診療を行ってくれるので、日頃からご自身やご家族のことをよく知っている「かかりつけ医」を確保しておきましょう。

【具体的には】

- ・健康カレンダーなどを活用し、各種健康診断や健康診査、予防接種などを受けるようにしましょう。
- ・「かかりつけ医」を決め、その情報を緊急時に家族や第3者が活用できるよう見つけやすい場所に備えておきましょう。

【小田原市での取り組み】

(1) 関係機関のネットワークづくり

- ・民生委員児童委員などとの連携により、福祉サービスを必要とする人の把握と関係機関との情報共有に努めます。

(2) 保健・医療・福祉の連携強化

- ・保健福祉関係者間の連携促進によるネットワークの構築を図ります。
- ・救急搬送時などに備え、救急要請カードの普及を進めます。
- ・健康診査、がん検診、保健指導を行います。
- ・食中毒の予防啓発を促進します。
- ・地域医療サービスを担う質の高い看護職などの育成を支援します。

基本方針 2 地域福祉を推進するための環境の整備

施策 1 地域福祉活動の基盤の整備

【地域での取り組み】

- 身近な地域の人々が、ともに支えあい、助けあいながら安心して暮らせるまちをつくるため、自分にできることは何かを考え、できることから行動してみましょう。
- 日常生活のさまざまな困りごとを、多くの人の力をつなぐことで解決する地域コミュニティのしくみを充実しましょう。
- 地域で安心して心豊かに暮らしていくために必要な情報を、さまざまな人たちに伝えていくよう、人と人とのつながりを活かして取り組みましょう。
- さまざまな年齢層や生活様式、関心などによる多様な地域福祉活動をつくり、参加の呼びかけやきっかけづくりを行いましょ。
- 地域福祉活動の拠点や活動に必要な財源や資材などを地域資源を活かして確保していきましょう。

【具体的には】

- ・「地域の課題は地域で解決する」といった意識で地域活動に参加しましょう。
- ・一人暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯に声かけを行うなど地域で見守りましょう。
- ・子育て中の保護者や要援護者などを地域全体で支えあいましょう。
- ・子育て中の保護者や家族介護者など、同じ悩みを持つ人が集い、情報交換や悩みごと相談ができる場を身近な地域でつくりましょう。
- ・ボランティア活動の担い手の発掘と育成に努めましょう。
- ・地域行事に多くの住民が参加してもらえるよう、行事内容を工夫したり、みんなで参加を呼びかけたりしましょう。
- ・情報入手が困難な方を地域で支援し、生活に必要な情報を人と人とのつながりによって伝えあいましょう。
- ・子どもから高齢者まで、誰もが集える交流の場や機会を積極的につくりましょう。
- ・あいさつ運動などにより、地域内での顔見知りを増やしましょう。
- ・自治会や子ども会、老人会などの団体間の連携を強めましょう。
- ・地域団体が情報を共有し、効果的・効率的な地域運営に努めましょう。
- ・子ども・学校・地域につながるを大切に、世代間交流を活発に行いましょう。

【小田原市での取り組み】

(1) ケアタウン事業の推進

- ・地域福祉に対する意識啓発をさまざまな手段により行います。
- ・ケアタウン構想を推進のための情報提供や地域活動を進めます。
- ・子どもや高齢者など、ニーズに応じた地域での居場所づくりを支援します。

(2) ボランティア活動の促進

- ・ボランティア精神やボランティアに関する知識を啓発します。

(3) 情報提供の充実

- 福祉サービスや地域団体の活動など、地域福祉に関する情報提供を行います。
- 地域福祉を支援する行政機関などの活動内容などに関する情報提供を行います。

(4) 地域コミュニティの促進

- 地域の固有の課題を解決するための場づくりを支援します。
- 世代間交流地域交流など多様な交流を促進します。

(5) 団体活動の促進

- 地域福祉に関する活動を自主的・主体的に行う団体を支援します。

施策2 地域福祉を担う人づくり

【地域での取り組み】

- 地域福祉を理解するための学習や情報交換を、学校、地域、家庭、職場など、さまざまな機会を活用して行いましょう。
- 市民一人ひとりが福祉の心を持ち、身近な地域で住民が顔の見える関係をつくり、隣近所の人をさりげなく気かけましょう。
- 福祉の仕事に就く人を増やしていくよう、みんなで支援しましょう。
- 「いのちを大切に作るケアタウンおだわら」を実現するために、地域における話し合いや連携の場をつくり、多くの地域住民の参加を呼びかけましょう。

【具体的には】

- ・障がい者と交流する機会をつくり、障がい者に対する理解を深めましょう。
- ・認知症を理解する講習会等に参加しましょう。
- ・地域で勉強会などを開催し、福祉に対する理解を深めましょう。
- ・地域活動に中学生や高校生などの力を生かしましょう。

【小田原市での取り組み】

(1) 人材教育の推進

- ・民生委員児童委員や地区社会福祉協議会の活動を補完する新たな地域の担い手の育成を支援します。
- ・地域における青少年育成団体の活動を支援します。
- ・民生委員児童委員の活動を支援するため、各種研修の充実を図ります。

(2) 生活応援隊事業の推進

- ・地域福祉の新たな担い手を掘り起こし、高齢者や障がい者などの身近な生活課題の解決に向けた取り組みを進めます。

(3) 福祉教育の推進

- ・小中学校での福祉教育を支援します。
- ・地域で自主的に行う福祉教育を支援します。

(4) 心の教育の推進

- ・ノーマライゼーション理念の普及啓発を進めます。
- ・認知症サポーター養成講座を実施します。

基本方針3 地域の生活基盤の整備

施策1 自立した生活を支える環境の整備

【地域での取り組み】

- 誰もが地域で安心して暮らし続けるために、自分らしく自立した生活ができる住まいづくりをしましょう。
- 道路や建築物などのハード面の整備だけでなく、マナーや思いやりなどのソフト面での配慮も合わせながら、誰もが生活しやすい環境づくりを進めましょう。
- 誰もが生きがいをもって暮らせるよう、活動や就労など社会参加の場を増やしていきましょう。

【具体的には】

- ・ 支援を必要とされる方の行動を地域で見守り、安全に日常行動や地域活動への参加ができるよう配慮しましょう。
- ・ 地域行事などに高齢者が参加しやすいよう行事内容を工夫し、参加への声掛けを行いましょう。
- ・ 子ども会と老人会が連携し、昔遊びや昔話など高齢者が持つ経験やノウハウを地域資源として生かしましょう。
- ・ 筋力トレーニングや健康教室、サロン活動などへの積極的な参加を高齢者に促しましょう。

【小田原市での取り組み】

- (1) 公共施設などのバリアフリー化の推進
 - ・ 道路や公園をはじめ各種公共施設のバリアフリー化を点検し、施設の改善に努めます。
 - ・ 各種情報やサービス、その前提となる意識についてのユニバーサルデザイン化を進めます。
- (2) 生きがいづくりと社会参加の促進
 - ・ 高齢者の社会参加に向けた主体的な活動を促進します。
 - ・ 高齢者が就業の機会を確保することを支援します。
 - ・ 高齢者団体の健康づくりや技能訓練、学習や趣味、レクリエーションの活動の場を提供します。
 - ・ 障がい者関係団体と連携して各種イベントなどを開催します。
 - ・ 手話通訳者を派遣するなど、障がい者のコミュニケーションを支援します。
 - ・ 地域活動支援センターを通じて、創作的活動などの機会の提供や社会との交流の促進を図ります。

施策2 健康づくりの促進

【地域での取り組み】

- 市民一人ひとりが健康でいきいきと暮らすことができるよう、心と身体の健康づくりに積極的に取り組みましょう。
- 「自分の健康は自分で守る」という意識を持って、自らの健康チェックを行い、食事や生活様式などに気を配りましょう。

【具体的には】

- ・高齢者も気軽に参加できるよう、ラジオ体操などの軽い体操を行う場を身近なところでつくり、みんなで声を掛けあって参加しましょう。
- ・体力によって選べるウォーキングコースを地域内で設定し、マップをつくるなどして地域住民に周知しましょう。
- ・料理教室や栄養教室などを開催するなど、健康管理に関する知識を身につけましょう。

【小田原市での取り組み】

(1) 保健予防の充実

- ・乳幼児、女性、高齢者への予防接種を行います。
- ・心身の健康に関する個別相談や訪問指導を行います。
- ・健康カレンダーを配布するなど健康情報の周知を行います。
- ・健康や疾病予防の啓発イベントを行います。
- ・虚弱高齢者を把握し、介護予防事業への参加を促します。
- ・寝たきりなど状態により通院が困難な高齢者に対し、歯科の訪問診療や指導を行います。
- ・心の健康に関する知識の普及啓発や人材育成など、自殺予防に取り組みます。

(2) 食育の推進

- ・「食」に対する正しい知識や判断力を身につけ、健全な食生活を実践できるよう促します。

(3) 地域における健康づくり活動の支援

- ・地域で健康づくりに取り組むボランティアを養成・支援します。

施策3 安全・安心のための環境の整備

【地域での取り組み】

○災害などの緊急時に、地域で支えあう仕組みづくりを進めましょう。

【具体的には】

- ・多くの地域住民が参加しての実践的な防災訓練を実施しましょう。
- ・防災用資機材の整備・点検を行い、定期的に使い方を練習しておきましょう。
- ・日頃からの近所づきあいを大切に、災害時の要援護者の把握に努めましょう。
- ・災害時の備えや災害時の避難方法・場所などについて、地域で情報を共有しましょう。
- ・災害時要援護者に対する安否確認や避難誘導などについて地域で対策を考えましょう。
- ・中高生、消防団OB、防災リーダー経験者、地元企業など災害時に機動的に動ける人材の確保に努め、災害対応の仕組みをつくっておきましょう。
- ・地域団体が連携し、効果的に防犯パトロールを実施しましょう。
- ・警察などと連携し、防犯に関する情報を地域住民が共有しましょう。
- ・自治会、老人会、PTAのほか、地域住民の協力のもと登下校時の児童・生徒の見守り活動を行いましょう。
- ・あいさつ運動などにより、顔の見える地域の関係づくりに努めましょう。
- ・玄関灯の点灯を呼びかけたり、研修会を実施したりするなど「地域のことは地域で守る」といった意識を醸成しましょう。
- ・防犯灯を効果的な場所に適切に設置しましょう。
- ・高齢者が振り込め詐欺などの被害にあわないよう、地域ぐるみで情報提供や声かけ、見守りを行いましょう。
- ・児童や高齢者をはじめ地域住民を対象とした交通安全教室を実施しましょう。
- ・交通事故が起りやすい箇所を点検し、地域内で注意を呼びかけましょう。

【小田原市での取り組み】

(1) 災害時における要援護者への支援

- ・防災意識の高揚を図ります。
- ・災害時における要援護者を交えた訓練を実施します。
- ・災害時における要援護者の所在マップを整備し、地域防災関係者との情報共有を図ります。
- ・災害時要援護者支援マニュアルを策定します。

(2) 防犯・交通安全対策の充実

- ・自治会における防犯灯の整備を支援します。
- ・地域住民による主体的な防犯活動を支援します。
- ・防犯キャンペーンや防犯教室などにより防犯意識の高揚と普及を図ります。
- ・防犯や交通安全のに関する情報を提供します。
- ・街頭指導や交通安全教室を行い、交通安全意識や交通マナーの向上を図ります。
- ・消費生活に関するトラブルに巻き込まれないよう、消費者啓発や情報提供を行います。

第5章 重点的に取り組む施策

本計画の基本理念である「いのちを大切にするケアタウンおだわら」のもと、「生涯を通じて安心していきいきと暮らせるまち」を実現するため、計画期間内に重点的に取り組む施策を設定し、ケアタウン構想を強力に推進します。

1 地域福祉を支える団体等のネットワークづくり

(1) 地域福祉に関わる組織・団体間の連携強化

高齢者や障がい者、子ども、子育て家庭などを地域全体で支援するためには、さまざまな関係団体が地域単位でつながることが大切です。そこで、身近な地域単位で市民や関係団体等が連携し、支援を要する人の把握や、支えあいのためのネットワークづくりに取り組みます。

- ① 地域活動団体による情報交換や交流のできる場づくり
- ② 地域、学校、福祉事業所など地域を取り巻く多様な組織・団体の連携強化
- ③ 地域包括支援センターを核とした地域福祉の推進体制づくり

(2) 相談体制の充実

地域で生活していくうえで、生活や福祉に関わるさまざまな問題を抱える住民のために、市役所や社会福祉協議会、地域包括支援センター、児童相談所、障害者サポートセンターなどに相談窓口が設けられています。また、地域には民生委員・児童委員をはじめ古くから地域を支えている各種団体の役員などが身近な相談窓口としての役割を果たしてきました。

しかし、社会経済環境の変化に伴い、住民が抱える問題も複雑・多様化するなか、より身近な場所での相談や、専門性が求められる相談、複数の機関が連携して対応する必要がある相談など、さらなる相談体制の充実が求められています。

そこで、行政の相談機関や社会福祉協議会、地域包括支援センター、その他の民間の相談機関が連携し、地域の相談窓口をバックアップする体制を整え、地域住民が気軽に安心して相談できる仕組みをつくります。

- ① 生活や福祉に関する制度やサービスについての情報提供
- ② 相談や情報交換などの機能を備えた地域拠点の設置
- ③ 専門相談員の確保
- ④ 戸別訪問による相談支援の実施
- ⑤ 福祉関係者によるネットワーク会議の推進

2 地域福祉活動の拠点づくり

(1) 地区自治会連合会の区域を単位とした拠点づくり

地域で暮らす人たちが日常的にふれあい、交流していくためには、身近な地域におい

て、さまざまな機能を持った拠点づくりが必要です。そのため、地区自治会連合会の区域を単位として、地域の人たちが必要とする機能を備えた拠点を確保します。

ここでは、次の機能を備えた場づくりを進めていきます。

- ① 話し合いの場
- ② 情報交換の場
- ③ ふれあいの場
- ④ 相談の場
- ⑤ 学びの場

(2) 地域にある既存施設の活用

地域のコミュニティ活動に利用できる施設としては、公共施設をはじめ地区公民館、学校、空き店舗などが考えられます。これらの施設を地域福祉の拠点として利用できるよう、拠点の運営や管理方法などの仕組みを検討し、さまざまな施設を有効に活用します。

- ① 地域センターなどの公共施設を活用した場づくり
- ② 地区公民館を活用した場づくり
- ③ 福祉施設などの一部を活用した場づくり
- ④ 小・中学校の余裕教室を活用した場づくり
- ⑤ 民家・店舗などを活用した場づくり

3 地域福祉の担い手づくり

(1) 地域福祉活動を担う人材の発掘・育成

地域の中で住民同士が支えあい、助けあいながら日常生活を送るためには、一人ひとりが地域福祉の担い手として育っていく仕組みをつくる必要があります。

地域にはさまざまな能力や特技、知識、経験などを持つ人、あるいは他の人のために活動してくれる人、そして退職後の元気な高齢者などがいます。このような人を発掘し、地域の福祉活動を担う人材として活躍してもらうことが求められています。

あわせて、未来を担う子どもたちを、地域の担い手として育成していく仕組みが必要です。

そこで、地域活動の活発化を図るとともに、人、活動、情報などをつないでくれるコーディネーターを養成します。

- ① ボランティアを養成するプログラムの推進
- ② 子どもへの福祉教育などの実施
- ③ 人材、活動などをつなぐコーディネーターの養成

(2) 地域福祉活動に多くの人が参加・参画する仕組みづくり

地域のお祭りやイベント、コミュニティ活動、環境美化活動、見守り活動など、地域に根づいた活動に、さらに多くの人が参加していくためには、子どもや若者、さらには障がい者などすべての人が参加しやすい環境をつくっていくことが必要です。また、地域活動を継続していくためには、多くの人が準備段階から参画する仕組みをつくること

が大切です。

こうした活動を地域福祉につなげていくために、生活のあらゆる分野に地域福祉の視点を持って活動を進めていくよう努めます。

- ① 誰もが参加しやすい地域活動の場づくり
- ② 子どもから高齢者まで、世代を越えた交流の促進
- ③ 障がい者やその事業所と地域との地域内交流の促進

4 災害時要援護者対策の仕組みづくり

東海地震、神奈川県西部地震の切迫性が指摘されるなか、地震対策はもとより、津波被害についても十分な対策を講じる必要があります。さらに、激しい気候変動がもたらす台風や集中豪雨により、洪水や土砂災害への備えも重要です。

そこで、行政機関や各種団体が相互に連携し、地震や津波、風水害などの時に、支援を要する人に対して迅速な支援が行えるよう、小田原市災害時要援護者支援マニュアルに基づき、災害時要援護者の支援体制を整備します。

- ① 要援護者の把握のための災害時要援護者所在マップの整備
- ② 情報伝達手段や避難誘導體制の確立
- ③ 災害発生時の安否確認に備えた日常の見守り活動などの実施